

第6回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成19年8月20日（月）

午後2時00分

会 場：大阪市役所 P1会議室

1 開 会

2 議 題

- ・喫煙設備のあり方について
- ・「（仮称）重点啓発推進地区」の指定について

3 閉 会

（配付資料）

資料1 第6回大阪市路上喫煙対策委員会資料

資料2 第6回大阪市路上喫煙対策委員会（参考資料）

第6回大阪市路上喫煙対策委員会資料

大阪市環境局

平成19年8月20日

第5回委員会のまとめ「喫煙設備について」 (2-1)

- 例外的な地域である禁止地区内に喫煙設備を設けることは、例外の例外を認めることになるので、禁止地区指定の趣旨からすると無理があるのではないか
- 禁止地区内に喫煙設備を設けるにしても、禁止地区設定の趣旨とは矛盾してはならない。喫煙設備が分煙施設である限りにおいて、禁止地区設定の趣旨と矛盾しない。その場合の条件は、人通りとは十分距離をあける、都市景観の確保、場所の明確性である
- 条例の目的は、「市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保」であり、人に対して迷惑や危険を及ぼさず、かつポイ捨て行為をしないこと、副流煙などによる影響がない場所での喫煙は否定していない
- 喫煙（分煙）設備の設置は、試験的に必要最小限で試行するのがいい
- 禁止地区をアピールする為に、喫煙設備があってもいいのではないか

第5回委員会のまとめ「喫煙設備について」 (2-2)

- 喫煙設備の設置により、大阪市のメインストリートの中で路上喫煙の防止、市を挙げての運動、PRステーションの機能を持たせたい
- 喫煙設備の設置に税金を投入するのはどうか、たばこ関連業者が喫煙設備の費用負担をできるのか明らかにしないとイケない
- 候補となる地域は限られている。条件に見合う場所は、1・2箇所から3箇所ぐらいではないか
- 何らかの方法で「喫煙設備周辺」の場所を明確にするべきである
- 喫煙設備の仕様については、他の法規制との関係の整理や具体的な場所の問題もあり、大阪市に任さざるを得ない。答申としては場所を何箇所にするかどうかを盛り込むか、これも市に任せるかだが
- 次回に結論を出して中間答申につなげるという段取りで進めたい

「路上喫煙の防止に関する条例」と喫煙設備について

- 第2条 この条例において「路上喫煙」とは、道路等において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持すること（自転車等に乗車中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持することを含む。）をいう
 - 2 この条例において「道路等」とは、道路、広場、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所及び道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した施設の付近を除く。）をいう
- 「道路等」以外での喫煙設備の設置については、条例では特に規定を設けていない
- 禁止地区の沿道等で、他人に迷惑や危険を及ぼさない場所への喫煙設備の設置については、条例の趣旨に反するものではない

禁止地区指定に伴う喫煙設備について「設置場所の条件について」

- (迷惑や危険の最小化)

喫煙によって他人に迷惑や危険を及ぼすおそれ比較的低い場所

- (場所のわかりやすさと広さ)

喫煙設備の存在が認知されやすい場所で、喫煙マナーやモラルの向上を訴える啓発物の掲示等を行うことができる広さのある場所

- (法規制のクリア)

道路等の通行の阻害要因にならない場所

道路等の管理者の許可等を得られる場所

禁止地区指定に伴う喫煙設備について「留意すること」

- 煙の対策として、灰皿の設置位置やパネル（壁）の位置などを工夫すること。
- たばこが燻らないように灰皿の底部に水をはれるタイプにすること
- 喫煙設備のある場所での喫煙可能区域を明確にするために路面になんらかの表示を行うこと
- 啓発用パネルに使用などにより、路上喫煙マナーの向上を訴える具体的な表示を行うこと
- 啓発・PR効果に配慮しデザインを工夫するとともに、景観に留意した設備とすること
- 喫煙設備の設置後についても、メンテナンス等の維持管理に努めること

禁止地区以外(努力義務地域)の喫煙設備について

- ポイ捨て防止の観点から設置している環境局の灰皿つき街頭ごみ容器については、現在交差点、バス停を中心に配置されている
- 交差点、バス停とも通行者が立ち止まり、迷惑を及ぼすことが考えられるので、他人に迷惑や危険を及ぼさないよう再配置を行う

「(仮称) 重点啓発推進地区」について(3-1)

- 地域での活動を担う市民・事業者などの地域の団体が主体
- 地域での啓発効果・PR効果のある地域
- 地域指定を随時行う
- 通行者に訴えて、理解を得ながら市民・事業者などの地域の団体が主体的に取り組みマナー意識を高めていく

「(仮称) 重点啓発推進地区」について(3-2)

○ 名 称

路上喫煙を防止のアピール効果のあるものとする

(例) 路上喫煙防止ゾーン 迷惑たばこ防止地区
ノースモーキングエリア 迷惑たばこ防止運動〇〇地区

○ 標 示

- ・当該地区であることを示す標示物（看板・のぼり・ポスターなど）の設置を検討
- ・行政が標示物を設置するが、地元地域の一定の負担を求める

○ 大阪市の協力（啓発活動）

- ・啓発用ポスターや啓発用グッズの提供
- ・着ぐるみ等の派遣
- ・要請に応じて、地域主体の啓発活動に参加する

○ 活動のPR

大阪市のホームページなどで公表する

「(仮称) 重点啓発推進地区」について(3-3)

- 推進地区の選定
地域の申請に基づき選定することを検討する
- 候補地区のイメージ
 - ・ 商店会などが路上喫煙・ポイ捨て防止に取り組む商店街
 - ・ まち美化パートナーの活動地域で、まち美化パートナーがポイ捨て対策と同時に路上喫煙対策に取り組む地域
- ※まち美化パートナー制度（環境局）
ノーポイモデルゾーン内で市民や事業者に定期的に清掃や美化活動を依頼し、大阪市が必要な支援（ユニフォーム・清掃・啓発物品の交付等）を行う。
- 要綱等の作成
目的、定義、申請、指定、基準などを定める